

議案第 26 号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成 12 年朝霞市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項から 6 の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の 7 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

朝霞市長 富岡 勝則